

W T O 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー

環境に対する農業の役割（環境）

（２）世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求

・・・そのためには、各国が自然的条件や歴史的背景の違いを踏まえた多様な農業の存在を認め合い、その持続的な生産活動を通じて農業の多面的機能が十分に発揮できるようにしていくとともに、人類の生存にとって不可欠である食料の安定供給を確保していくことが基本となる。そのため、これらの課題を世界的な農政上の課題として認識した上で交渉を行っていくことが必要である。

- ・ 農業は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった様々な環境面の機能を発揮している。
- ・ 農業活動は、環境に対し正負両面の影響を持ち得る。投入財の不適切な使用により深刻な環境負荷を与える可能性もあるが、そもそも一定の国内生産がなければ社会が求める農業による環境便益も供給できなくなってしまう。よって、何らかの支持がなければ国内生産が維持できないような場合には、農業による環境便益の確保のために一定の支持が必要となる。
- ・ 我が国の場合、以下のような環境便益が認識されている。

- 国土の保全

- 洪水防止機能

- 水田が雨水を一時貯留し下流及び周辺に徐々に流すこと、また畑については、耕作することにより土壌中に雨水を一時貯留し、雨水の急激な流出を防止することにより、河川等の水量の増加、氾濫を防止、軽減する機能。

- 土壌侵食防止機能

- 作物の栽培を通じて、畦畔の補修、有機物の投入による土壌の膨潤化、農地面の平坦化が行われることにより、水食、風食等による土壌の流亡を抑制する機能。

- 土砂崩壊防止機能

- 水田のかんがい水が定常的に地下浸透し地下水位を安定的に維持することにより土砂崩壊を防止する機能（耕作放棄されると耕盤に亀裂が生じ地下水位の安定維持が図られなくなり、大雨時の急激な地下水位の上昇が生じ、地すべり等の土砂崩壊が発生しやすくなる）。

- 水源かん涵養

かんがいのために水田に導水された河川水等や水田や畑への降雨が地下浸透することにより河川の流況安定に寄与したり、地下水をかん養する機能。

- 自然環境の保全

- 水質浄化

水田・畑における地下浸透等の過程で不純物等が濾過され、水質が浄化される機能

水田の微生物の活動により、水質が浄化される機能。

- 有機性廃棄物の処理

都市ゴミ、し尿、家畜ふん尿等の有機性廃棄物を耕地に還元することにより、土壤中の微生物の働きでこれら有機物に分解され、農作物に吸収される物質循環を通じて廃棄物の処理を代替する機能。

- 物質分解・汚染物浄化

農地を耕作することにより土壤中の微生物が過剰な有機物等を分解、浄化する機能。

- 大気の浄化

水田・畑における植生が大気汚染ガス等を吸収し、浄化する機能。

炭酸ガスを吸収し酸素を放出することにより大気組成を安定する機能。

- 多様な生物の保全

水田・畑、ため池、水路等の野生生物の生育・生息環境を保全する機能。

水田・畑や農村において、多様な動植物による食物連鎖を通じて一定の生態系が保全される機能。

- 良好な景観の形成

農業・農村の有する美しい景観は、人間が農業を営む中で自然と一体となって形成されてきたものであり、これらの景観を維持・保全することにより、地域住民や訪問者に対しその地域の歴史や文化までも含めて美的感覚や郷愁などを人々の心に訴えかける機能。

(参考) 農業の多面的機能、食料安全保障の配慮の観点から見た日本提案の内容

本提案各項目において、農業の多面的機能、食料安全保障の考え方は、次のように反映されている。

1 市場アクセス

関税水準及びアクセス数量については、多面的機能の発揮及び食料安全保障の確保等に配慮し、品目毎の生産・消費の実情、国際需給の状況、農政改革の進捗状況等を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定する。

特に、UR交渉で関税化された品目は、各国における多面的機能の発揮や食料安全保障の確保の観点も踏まえ、十分な配慮を行う。

特別セーフガードについても引き続き存続させる。

2 国内支持

各国が農業の多面的機能の発揮及び食料安全保障の確保等に配慮しつつ、農政改革推進を図るため、実施の経験を踏まえた「緑」の政策の要件の改善、「青」の政策の存続、現実的な国内支持水準の設定を行う。

5 開発途上国への配慮

開発途上国にとって、食料の安定供給の確保が最優先の課題となっていることに十分配慮し、国境措置・国内支持に関する規律や水準につき柔軟性を認める。

また、二国間や多国間の食料援助のスキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行い得る国際備蓄の枠組みを検討する。

- ・ 上記のような農業の環境便益は、農業生産活動と密接不可分に創り出されるものであり、対価を支払わずに享受することを排除できず、農産物市場における価格形成を反映することが困難である。また、貿易によって獲得することは不可能であり、それぞれの国において持続的農業が営まれることによってのみ発揮され得るものである。
- ・ このため、このような機能の維持のためには一定の国内生産が不可欠であるが、緑の政策だけでは国内生産を確保することはできず、農業協定第20条に基づく農政改革においても、このような国内生産の維持のためには様々な政策措置が許されるべきである。
- ・ 我が国の交渉提案の上記部分は、これらを踏まえて作られたものであり、今後更に各国との対話を深めていきたい。

